

第 8 6 号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

水道料金の改定等を行うため提案する。

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例（昭和３４年蒲郡市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項第１号中「公衆浴場用、」を削り、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

第２８条に次の１項を加える。

- ２ 市長は、水道使用者等が口座振替の方法により料金を納入するときは、当該料金から１か月当たり５０円に１００分の１１０を乗じて得た額を軽減する。ただし、水道使用者等の責めに帰すべき事由により、料金が市長が定める納期限までに納入されなかったとき、又は第２３条の規定により基本料金を減額したときは、この限りでない。

「

別表第１中

５３０	一般用	６１	１２６	１５６	１７６	１８６
８９０						
１，４７０						
７，６００	公衆浴場用	６１	１２６	７１	７１	７１
１２，３００						
２８，０００						
４７，０００	船舶用及び臨時用	３２１	３２１	３２１	３２１	３２１
１０２，０００						

」

を	「						に改める。	
	6 1 0	一般用	6 1	1 2 6	1 5 6	1 7 6		1 8 6
	1, 0 1 0							
	1, 6 9 0							
	9, 2 0 0							
	1 4, 9 0 0	船舶用 及び臨時用	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1		3 2 1
	3 5, 0 0 0							
	5 9, 0 0 0							
1 1 6, 0 0 0								
」								

別表第2中	「	4 0, 0 0 0	を	「	5 0, 0 0 0	に改める。
		8 0, 0 0 0			1 0 0, 0 0 0	
		1 6 0, 0 0 0			2 0 0, 0 0 0	
		5 2 0, 0 0 0			6 5 0, 0 0 0	
		8 0 0, 0 0 0			1, 0 0 0, 0 0 0	
		2, 0 0 0, 0 0 0			2, 5 0 0, 0 0 0	
		3, 2 5 0, 0 0 0			4, 0 0 0, 0 0 0	
		7, 2 5 0, 0 0 0			9, 0 0 0, 0 0 0	
		」			」	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る改正後の蒲郡市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第28条第2項及び別表第1の規定の適用については、令和7年5月分として徴収する料金からとし、同年4月分までとして徴収する料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造（メーターを増径するものに限る。）の工事の申込みをする者について適用する。

(蒲郡市下水道条例の一部改正)

4 蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表公衆浴場排水の項及び備考を削る。